

2 世帯住宅リフォーム補助金 補助金の対象となるリフォーム

1	増築工事
2	台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事等(給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事を含む。)
3	オール電化住宅工事
4	屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
5	外壁の張替え工事又は塗装工事
6	部屋の間仕切りの変更工事
7	床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
8	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
9	ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
10	雨どい等の取替え工事又は修理工事
11	建具又は開口部の取替え工事又は新設工事
12	耐震改修工事
13	防音工事
14	バリアフリー改修工事

※増築工事や屋根・外壁等の修繕工事を行う場合は、市の色彩基準に適合するよう、事前にまちなみ景観課 景観担当（電話 046-822-8377）へご相談ください。